

2018年03月28日

グリーンウッド法 事業者登録 住宅事業本部「第2種登録木材関連事業者」に登録完了

住友林業株式会社(社長:市川 晃 本社:東京都千代田区)住宅事業本部は、2018年3月16日、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称:グリーンウッド法)」で定める「第2種登録木材関連事業者」として登録認定されました。昨年11月には木材建材事業本部が「第1種登録木材関連事業者」として登録を完了しています。当社グループは、木材の合法性を確認し、合法木材の一層の利用を促進し、持続可能な森林経営の一旦を担ってまいります。

<登録の概要>

登録番号	HOWTEC-CLW-II 0001号
事業者の所在地	東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館
事業者の名称	住友林業株式会社 住宅事業本部 資材物流部
代表者の氏名	代表取締役 市川 晃
登録の有効期間	2018年3月16日~2023年3月15日(5年間)
登録実施機関	公益財団法人日本住宅・木材技術センター(HOWTEC)

また、国産材の仕入れ・販売・森林管理を行う住友林業フォレストサービス株式会社(社長:鶴澤靖彦 本社:東京都新宿区 住友林業(株)100%出資)も2月に第1種・第2種の登録事業者として登録認定されました。(登録番号:日林協-CLW-I II-3号)。

グリーンウッド法は、世界の森林減少につながる違法伐採等の課題解決に向け、我が国又は原産国の法令に適合する木材伐採及び加工製品の流通と利用の促進を目的に2016年5月20日に公布、2017年5月20日に施行されました。

合法木材の利用を適切・確実に行っている木材関連事業者は、登録実施機関に申請し登録認定を受けることで「登録木材事業者」の名称を用いることができます。

- * 第1種登録事業者 川上の木材関連事業者(輸入及び素材仕入れ事業者、並びに輸出事業者、丸太・合板・製材品等取り扱い事業者等)
⇒樹種・伐採地、証明書等の情報及び国が提供する情報に基づき合法性を確認
- * 第2種登録事業者 第1種木材関連事業以外の事業者である川下の木材関連事業者(製紙業者、家具業者、流通業者、建築業者等)
⇒購入先が発行する合法性を証明する書類に基づき合法性を確認

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能で豊かな社会の実現に貢献するため、2005年に「木材調達基準」、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、200社を超える海外のサプライヤーと協働し、合法性を含む持続可能性に配慮した木材生産が行われていることを確認するなど、責任ある木材調達活動を行っています。2015年7月には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達も含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂しました。

今後も引き続き住友林業グループとして、経済・社会・環境に配慮し責任ある調達、利用促進に取り組んでいきます。

以上

《お問い合わせ先》

住友林業株式会社

コーポレート・コミュニケーション部 佐藤・真鍋

TEL:03-3214-2270

© SUMITOMO FORESTRY CO.,LTD. ALL RIGHTS RESERVED.